

会 議 録

会議名	平成24年度第2回小金井市小口事業資金融資審議会		
事務局	市民部経済課産業振興係		
開催日時	平成25年1月16日(水) 午前10時00分～午前12時00分		
開催場所	小金井市商工会館2階小会議室		
出席者	委員	石井忠史、益田あゆみ、小林貢、小林功、松澤秀樹、川合修	
	その他	なし	
	事務局	當麻光弘 経済課長 千葉幸二 産業振興係長 中村優平 産業振興係主事	
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可・不可・(一部不可)	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	別紙のとおり		
会議結果	別紙「審議経過」のとおり		
提出資料	別紙のとおり		
その他	なし		

平成24年度 第2回小金井市小口事業資金融資審議会 会議次第

日 時：平成25年1月16日（水）

午前10時00分～午前12時00分

場 所：小金井市商工会館2階小会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 平成24年度融資あっせん・実行状況について
- (2) 平成25年度経営安定化緊急資金の取扱いについて
- (3) セーフティネット保証5号について
- (4) その他

3 閉 会

配布資料

資料1 平成24年度あっせん・実行状況集計表

資料2 平成25年度経営安定化緊急資金の取扱いについて

資料3 セーフティネット保証5号について

1 開 会

経済課長が開会の宣言を行った。

本日、委員全員の出席を得ているため、小口事業資金あっせん条例施行規則第5条に基づき、平成24年度第2回小金井市小口事業資金融資審議会会議が成立していることを報告し、議事進行は会長にお願いした。

2 議 事

(1) 平成24年度融資あっせん・実行状況について

事務局： 別添資料1を基に、平成24年12月31日現在の平成24年度の申込状況について資金種別、業種別、経営組織別等の件数とあっせん実行件数の説明報告を行った。

質疑応答は以下の通り。

委 員： 業種別のサービス業について、どのような業種からの申込みがあったのか。

事務局： 介護保険料関連事業、カメラマン、社会保険労務士事務所、映像制作業、保育業、美容業、ビルメンテナンス業、旅行業などから申込みがあった。

委 員： 辞退した件数が11件あるが、どのような理由で辞退しているのか。

事務局： 本人の自己都合のため、自己資金で間に合ったため、金融機関と相談した結果、金融機関からの借入にしたため、という理由で辞退している。

委 員： 申込み件数について、設備資金については10月、開業資金については11月に申込みが集中しているようであるが、何か理由があるのか。

事務局： 前年度を見てもわかるように、設備資金及び開業資金の申込が集中する月は様々であり、10月、11月に事業者からの申請が偶然にも集中したと考えられる。

委 員： 開業資金10件について、内訳を教えてほしい。

事務局： 不動産業が2件、学習塾が1件、鍼灸整体業が1件、ビルメンテナンス業が1件、理容業が1件、動物治療業が1件、社会保険労務士事務所が1件、映像制作業が1件、医薬品配置販売業が1件である。

委 員： 開業資金の申請件数が増加しているようだが、いつ頃から増加傾向にあるのか。

事務局： 年度により開業資金の申込件数は様々であるが、平成22年の開業資金の申込要件の緩和により、申請件数が増加していると思われる。

* 主な発言要旨等、審議経過が分かるように簡潔に記載すること。

(2) 平成25年度経営安定化緊急資金の取扱いについて

事務局： 別添資料2を基に、経営安定化緊急資金融資あっせん制度の1年延長を検討したい旨の提案を行った。

質疑応答は以下の通り。

委員： 市の財政状況を考え、借受人の利率を上げることはないのか。

事務局： 経営安定化緊急資金は、経済情勢の変化に伴い事業活動に影響を受けている事業者に対して融資をあっせんする制度であるため、他の資金と差別化されている資金である。

今後の緊急資金の借受人利率については、経済情勢、他市の状況により判断していきたいと考えている。

委員： 事務局からの提案について、各委員から意見を聞きたい。

各委員： リーマンショック、東日本大震災からまだ景気が回復していないこと、現時点までの申請状況からまだ需要があること、事業者にとって非常に利点のある制度であること、国の経済対策の効果が表れるまで時間差があることなどから、1年延長について、事務局の提案に賛成である。

委員： 出席者全員の賛同を得られたので、審議会として経営安定化緊急資金融資あっせん制度の1年延長について同意することとする。

(3) セーフティネット保証5号について

事務局： 別添資料3を基に、11月1日以降のセーフティネット保証5号の概要と小金井市における平成24年12月末現在の認定申請件数等について説明した。

質疑応答は以下の通り。

委員： 来年度のセーフティネット保証5号について、国から情報提供はあったのか。

事務局： 現時点では、国からの情報提供はない。情報が入り次第、情報提供していく。

委員： この制度は国の制度であるが、市が財政的な負担をすることはあるのか。また、市は認定事務のみを行っているということで変わりはないか。

事務局： セーフティネット保証5号は国の制度であり、市が財政的な負担をすることはない。認定事務については市が行っており、現時点で特に変更はない。

委員： 平成24年度の申請件数が前年度と比較して減少しているようであるが、何か考えられる理由があるのか。

* 主な発言要旨等、審議経過が分かるように簡潔に記載すること。

事務局： 保証には限度額があるため、限度額まで達している事業者が申請しないこと、1月から業種が細分類化され業種が絞られ、業況が改善した業種の事業者の申請が減少したこと、経済情勢が少しずつ落ち着きを取り戻し、事業者の借入が一通り行き渡ったことなどの理由が考えられる。

（4）その他

事務局： 特に事務局としては用意していないが各委員の方から何かあれば伺いたい。

委員： 特になし。

3 閉 会

※ 各議題の資料については図書館本館、情報公開コーナー（小金井市役所第二庁舎六階）にて
閲覧できます。